

令和 6 年度 空家等関連施策

担当部局	取組業務／（事業）	取組業務・事業内容	備考	進捗状況	今後の予定	
地域振興部	地域振興課	旭川市山村定住促進補助制度（移住促進費）	江丹別地域外から転入し、地域の住民として居住する意志のある者や、「季節移住」のように一定の期間を決めて地域に滞在する者、又は移住する方用の賃貸住宅を建てる者が、住宅の新築や購入、増築、改修、土地購入などに係る費用の一部を補助する。	H25実績 0件 R01実績 0件 H26実績 0件 R02実績 1件 H27実績 0件 R03実績 0件 H28実績 0件 R04実績 1件 H29実績 0件 R05実績 2件 H30実績 1件	継続	
		所有者不明土地利用円滑化等推進法人の指定	所有者不明土地利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号）第47条第1項の規定による所有者不明土地利用円滑化等推進法人（以下「推進法人」という。）の指定	R6.7.12 令和6年第1号指定（特定非営利活動法人グラウンドワーク西神楽）	継続	
税務部	資産税課	固定資産税納税通知業務	固定資産税の納税者や納税管理人に通知される固定資産税納税通知書用封筒に、空き家等の適正な管理についての啓発文を印刷する。	実施中	継続	
	納税管理課 納税推進課	市税及び国民健康保険料滞納者への処置	市税、国民健康保険料の滞納整理において、来庁あるいは電話等による納付折衝時に、所有者等の建物等が老朽化・破損している等の情報を得た場合、建物等の適正管理を促すため建築指導課への連絡を指導する。また、公売公告に伴う物件への問い合わせにおいて、同様の情報を得た場合、建築指導課への情報提供を行う。	必要に応じて実施している	適切に対応する	
市民生活部	市民生活課	市民相談センター	市では、法的アドバイスを目的に、弁護士と本人との直接面談による相談を旭川弁護士会所属の2名の弁護士により実施している。 相談時間はひとり20分間で相談にあたり、事前に電話予約を必要	※相談時間 ※相続相談	実施中	継続
	地域活動推進課	地域まちづくり推進事業	多様なまちづくりを推進するため、各地区の市民委員会、社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、消防団、教育関係等の地域団体と、公募委員から構成される「地域まちづくり推進協議会」（市内15地域）において、地域課題の共有や解決方法等について意見交換を行っており、空き家等の課題に関しても取り扱うことがある。また、空き家等の地域課題解決のための事業実施について、補助金等の交付（※）も可能である。	※令和5年度の空き家等に関する取組への補助金交付件数は0件。	地域課題として空き家に関する意見交換が行われる場合があるが、具体的内容は地域ごとに異なる。	
福祉保険部	長寿社会課	高齢者の権利擁護のために（成年後見制度利用支援事業）	認知症等により、判断能力が不十分ため財産の管理ができないなど、成年後見人等による支援が必要な65歳以上の高齢者で、後見等の審判申立てを行う家族がいない場合、市が申立てを行う（経済的な理由から、後見人等への報酬が支払えない場合には、一定の条件に基づき、費用の一部を助成する。）。	※成年後見人等による不動産の処分の可能性あり	実施中	継続
	保護第1課	（実施事業なし）	生活保護上の資産活用（売却等）の指導のみ			
保健所	衛生検査課 動物愛護センター	ねずみ・衛生害虫相談窓口業務	管理不全な状態にある空き家等に繁殖しているねずみ・衛生害虫の相談に対応するもの。		相談に対応する。町内会単位で殺鼠剤を無料配布（配布は動物愛護センターで実施）。	継続
	動物愛護センター	蜂の巣撤去業務	所有者不明の空き家等に出来た蜂の巣の撤去を委託にて行う。（旭川市蜂の巣の撤去事業実施要領）		依頼に基づき実施する。	継続
			エキノコックス症対策におけるキツネの営巣発見時の相談窓口業務	相談者に手洗い等のエキノコックス症の予防法を伝える。更に、空き家に巣がある場合は、必要があれば巣穴を埋める等の対策をとる。		依頼に基づき実施する。
環境部	環境総務課	空き地等の雑草等相談業務	市街化区域内の空き地等について雑草の繁茂等市民から相談があった場合に、必要に応じて現地調査及び所有者等の調査を行い、所有者等に対し助言、指導等を行う。（空き地等の適正管理に関する事務処理要綱）		H27実績：86件 R2実績：84件 H28実績：80件 R3実績：45件 H29実績：93件 R4実績：19件 H30実施：67件 R5実績：23件 R元実績：58件	継続
		刈払機貸出業務	市街化区域の空き地等の草刈を行う町内会等に対し刈払機を無料で貸出する。		H27実績：51件 R2実績：44件 H28実績：47件 R3実績：38件 H29実績：42件 R4実績：47件 H30実績：34件 R5実績：38件 R元実績：40件	継続
		野生鳥獣等相談業務	繁殖期のカラスの威嚇（空地等の樹木にできたカラスの巣の撤去は原則実施しない）、野生鳥獣への餌やり等野生生物に関する相談		*カラス苦情件数 H27実績：154件 R2実績：141件 H28実績：191件 R3実績：74件 H29実績：230件 R4実績：91件 H30実績：225件 R5実績：124件 R元実績：208件	継続
	クリーンセンター	剪定枝の回収・リサイクル	個人の庭から出る剪定枝を市が回収・リサイクルするもので、回収対象は木の枝の1本の直径は20cm以内まで。長さ1m以内に切りそろえ、直径30cm以内の束にしてに麻紐かビニール紐で束ねたもの。	※町内会活動	実施中	継続

担当部局	取組業務／（事業）	取組業務・事業内容	備考	進捗状況	今後の予定	
農政部	農林整備課	・農村環境保全のための家屋の解体	多面的機能支払交付金を利用した農振農用地における家屋等の解体		実績なし	継続
建築部	建築総務課	・旭川市まちなか住み替え情報	ポータルサイト「IRI旭川不動産情報」において、「近郊自治体支援物件」中の「旭川市まちなか住み替え売買」「旭川市まちなか住み替え賃貸」の2つのバナーから、まちなか地域の物件情報を見ることができるようになっており、市ホームページでこれを周知している。	旭川市まちなか住み替え情報制度は平成30年度で廃止	H31.4 現行の取組開始	継続
		・セーフティネット住宅に関する業務	低額所得者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭など住宅の確保に特に配慮を要する者（住宅確保要配慮者）の入居を拒まない賃貸住宅（セーフティネット住宅）の登録を行っている。		・セーフティネット住宅登録数 393棟2,282戸（R6年8月末現在） ・H31年度3月に「旭川市住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画」を策定	継続
	建築指導課	・旭川市不良空き家住宅等除去補助制度（空き家等総合対策事業）	空き家等の放置化対策として、市内にある概ね1年以上空き家となっている不良空き家住宅等を除却する場合、その費用の一部を補助するもので、補助対象者は、当該空き家等を所有する個人としています。	※不良空き家住宅除去補助制度（H26）	H26年度実績 3棟 R2年度実績 3棟 H27年度実績 2棟 R3年度実績 3棟 H28年度実績 4棟 R4年度実績 2棟 H29年度実績 3棟 R5年度実績 4棟 H30年度実績 3棟 R1年度実績 3棟	R5継続
		・北海道空き家情報バンク	所有者から売買等の希望のあった空き家情報を、空き家の利用を希望する方に提供する取組みです。「北海道空き家情報バンク」とは、北海道内の空き家及び空き地の有効活用を通して、移住・定住の促進や住宅ストックの循環利用を図ることを目的として、道が運営する制度です。	※空き家バンク関連事業	H28年4月より実施中	R5継続
		・相続財産管理人又は不在者財産管理人選任の申立	特定空家等のなかには、所有者等が死亡しており相続人が存在しない、または存在が明らかでない、若しくは相続人全員が相続を放棄している事例、さらに所有者等の所在や生死が不明であるといった事例があります。そのような特定空家等のなかで、利害関係者の申立がない場合、本市が家庭裁判所へ相続財産管理人又は不在者財産管理人選任の申立を行い、相続財産管理人又は不在者財産管理人若しくは新たな所有者による空家等の管理や処分に導きます。		H28年度実績 2件 R3年度実績 2件 H29年度実績 2件 R4年度実績 1件 H30年度実績 2件 R5年度実績 3件 R1年度実績 2件 R2年度実績 2件	R5継続
	・旭川市無料空き家合同相談会	空き家の適切な管理について啓発するとともに、空家等の適切な管理や活用方法をどこに相談して良いかわからない方々のために、行政と司法書士会や宅建業協会が連携し相談に答えることで、空き家の発生抑制や利活用等を誘導しています。		H29年10月実施 R3年11月実施 H30年10月実施 R4年11月実施 R1年11月実施 R5年11月実施 R2年11月実施	R5継続	
	・本市と外部団体との空家等対策に関する協定	宅建業協会や司法書士などの外部団体と連携することで、特定空き家等への対応のほか、空き家の発生抑制や利活用する施策を展開しています。		平成30年4月25日締結 今後、関係団体と検討を重ねて連携強化を図る。	R5継続	
	・空き家等対策緊急安全措置業務委託	空き家や空き地に危険な状態が急迫し、付近住民の生命若しくは身体に対する危害及び財産に対する甚大な損害を及ぼすおそれがある場合に、危害予防又は損害の拡大を防ぐために、必要最小限の措置を講ずるための委託業務です。	※緊急安全措置対応	消防の応援等自前での対応のほか、必要に応じて自前又は委託により対応。	R5継続	
土木部	土木管理課	・道路管理業務	道路管理者の所管する市道の管理や通行者、通行車両の安全確保に関する保全を目的としています。		通行を阻害する支障物（樹木や落雪など）の所有者又は管理者へ、当該支障物件の道路からの除却や適正管理について指導等を行っています。	継続
	土木事業所	・道路維持管理業務	道路管理者の所管する市道の維持管理を目的としています。		実績なし 状況に応じて対応	継続
消防本部	南・北消防署	・危険除去業務	管理不全な状態にある空き家等に危険が発生し、人の生命若しくは身体に対する危害若しくは財産に対する甚大な被害を及ぼすおそれがある場合、その危険を除去し安全を確保することを目的としています。	※緊急安全措置対応	状況に応じて対応	継続